

評価細目の第三者評価結果

(保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念・基本方針は、「保育理念」「保育方針」として端的な表現にまとめられており、「入園のしおり」に記載されている。又、分り易く保育士の行動規範となる様な内容になっている。父母会が組織されており、年初の会合の中で毎年、確認がされ周知が図られている。

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	C	事業経営を取り巻く環境や利用者数・利用者像等、ニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集する等、位置する地域での特徴・変化等に付いては、行政からの情報提供も含め、把握・分析されていない。今後の園の経営状況を予測し、事業を継続して行く為の方策を検討して行く事が重要ではと思われる。
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	C	経営状況や改善すべき課題に付いての検討は、事業を取り巻く環境把握や分析がされていない為、具体的な取り組みとはなっていない。

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C	中・長期計画は策定されていない。
Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C	中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画は策定されていない。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C	事業計画が策定されていない為、評価・見直し等はされていない。
Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	C	事業計画が策定されていない為、利用者への周知はされていない。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
Ⅰ-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	C	質の向上を意識した、利用者(保護者等)の満足度調査や、職員の自己評価の実施はされていない為、改善の手法としてのPDC Aの展開もされていない。
Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	C	P/Dが実施されていない為、必然的にC(評価)、及びA(見直し)は行われていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。	a	園長は、「入園のしおり」や広報誌としての「すくすく保育園」に於いて、今後の方針や取組を明示しており、運営規程の中に自らを含め職員の職務分掌を策定し、職員にも周知されている。有事(災害、事故等)における管理者の役割と責任に付いて、不在時の権限委任を含め明確化されている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	園長は、法令の改定時に行われる研修や、通常行われている講習の中での法令に関する項目等を受講報告の場面で職員に周知している。

評価結果詳細(すくすく保育園)

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	第三者評価結果	コメント
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	園長は、日常の保育の中で起きる種々の課題に付き、職員会議の中での検討や研修を踏まえ、具体的な取組みを明示しており、指導力を発揮している。只、その様な検討・分析・評価・見直しを継続的に行い、指導して行く体制作りは今後の課題と言える。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	有給休暇の時間単位での使用が出来る事や、取得率100%の実績を確認すると職員にとっての働きやすい職場であると云う事が窺える。人員配置も現在の体制を計画とし、欠員が出たら速やかに補う事で、人員計画が維持されている。経営の改善に関わる事や実効性を高める活動は、今後の課題である。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人員配置も現在の体制を計画とし、欠員が出たら速やかに補う事で、人員計画が維持されている。欠員の補充はハローワーク主体に迅速に行われている。職員の有るべき姿・基本的な考え方が「保育の心得」として入園のしおりにも明示されており、職員の行動規範ともなっている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	「期待する職員像」は、「保育の心得」として入園のしおりにも明示されており、職員の行動規範ともなっているが、人事基準や評価制度については策定されておらず、将来の組織作りのビジョンと合わせ、課題ではないかと感じられる。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	園の発足以来の「家庭的な雰囲気を保つ」との保育の場での伝統は、職員間でも同様に人間関係が旨くいっている事が感じられる。有給休暇の時間単位での使用が出来る事や、有給休暇取得率100%の実績が表している通り、職員にとって働きやすい職場である事と、ワークライフバランスにも配慮している事が窺える。多くの職員が自身も子育て中と云う事もあり、園の催しには職員の子供の参加も認められている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	目標管理制度に伴う各種システムは構築されていない。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	「期待する職員像」は、保育理念に繋がる「保育の心得」として入園のしおりにも明示されており、職員の行動規範ともなっている。職員個別の教育・研修計画の策定はされていない為、関連の内容は確認できない。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	新任職員の個別的なOJTが適切に行われており、標準的な保育マニュアルとして保育課程が使用されている。職員の個別教育・研修計画は策定はされていないが、階層別研修・職種別研修は外部のカリキュラムに従いおこなわれており、外部研修に関する情報提供も適切に行われており、参加を勧奨している。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	実習生の受入れに付いては、体制整備も含め行われていない。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	理念や基本方針・提供する福祉サービスの内容・事業計画・事業報告・予算・決算情報等、園の情報に関しては、外部への公表はされていない。苦情対応窓口は第三者委員の設定も含め行われ、仕組が策定されている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c	事務・経理・取引等に関するルール策定は行われていない。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	運動方針に地域との関わり方に付いて基本的な考え方を文書化している。夏祭りや万灯祭・敬老会との催しは定期的に開かれており、地域との関わりを広げる事と併せ、保護者間の交流も深めている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティアの受入れに付いては、体制整備も含め行われていない。

評価結果詳細(すくすく保育園)

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	第三者評価結果	コメント
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	当該地域の関係機関・団体に付いて、リストや資料を作成しており、職員間で共有されている。3歳児以降の受入れ保育園と定期的に連携を続けており、課題があれば解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子供への対応に付いては、市や児童相談所等の関係機関との連携が図られている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	c	保育園施設を開放してのイベントや地域住民のためのサークル活動等を行われていない。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	c	地域の福祉ニーズの把握や相談事業等を行われていない。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	倫理綱領や規定等は策定されていないが、利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法を表した保育課程に反映されている。基本的人権への配慮に付いては、保育の基本として保育士全員が理解しており、性差や文化の違い等に付いては、子供が互いを尊重する心を育てる為の配慮を行っている。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	0～2歳児を専門として長年継続してきた事もあり、プライバシー保護に対しては設備的な部分を含め、不足部分を感じる。虐待防止に関する規程はあるが、プライバシー保護に関しての規定・マニュアル等は準備されていない。不適切な事案が発生した場合の対応に付いては、就業規則に懲戒規程が策定されている。
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	実施する福祉サービスの内容や園の特性等を紹介したポスターを、公共施設等に掲示している。園を紹介する資料としては入園のしおりが作成されており、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでも分かる様な内容となっている。尚、見学は受入れているが、体験入所・一日利用等には対応していない。
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	サービス開始・変更時のサービス内容に関する説明と同意にあたっては、最終的には捺印をお願いし、それを持って利用者の自己決定としている。転園の際の手続きとして、資料の引き渡し等は行われていない。意思決定が困難な利用者への配慮に付いてのルール等は策定されていない。
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	常時、3歳児からの保育所への移行は発生しているが、転園の際の手続きとして資料の引き渡し等は行われていない。退園後のアフターケアとして相談には応じている。
III-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	利用者満足度調査等は行われていないが、父母会が組織されており、その中から得られる情報や日々の中で受けている相談等からも、利用者(保護者)の満足度を推し量っている。子供の満足度も推測するしかないが、降園の際に迎えに来た母親を見て、帰りたくないと言わない様子からも子供の満足度は高いと思われる。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の仕組みに付いては、第三者委員の設定も含め策定されており、重要事項説明書に明記されているが、苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施する等の利用者や家族が申し出しやすい工夫は行われていない。利用者や家族へのフィードバックや公表に付いてもルール化され記録ファイルも準備されている。
III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	相談としての固有の仕組みは策定されておらず、文書化や掲示もされていないが、日々の相談は保護者から受けており、相談スペースも確保されている。
III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	相談対応としてのマニュアルや意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組は行われていないが、朝夕の登降園時に保護者からの相談に応じており、進行状況の説明や意見の傾聴には積極的に応じている。
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメントに対しては、「事故発生防止のための指針」が策定されており、その中では有事の際の委員会の設置、対応マニュアル、事故発生後の要因分析～対策の実施～後日の再検証までの手順が決まっている。しかしながら、職員に周知されているかに疑問が残る、実際に機能していない状況で、「もったいない」と感じる。

評価結果詳細(すくすく保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	一部の感染症に対しては、対応方法は確認されているがマニュアルとしては整備されていない。日々の予防策としては、うがい・手洗いの励行はおこなわれている。今後の対応として、マニュアルを整備し職員に周知して備える様、再度徹底する必要がある。
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	地震等の自然災害を含んだ「消防計画」が策定されており、防災訓練の要領等も決められており、実施されている。有事の際にサービスの提供を如何に続けるかという事業継続計画の様な物は、検討されていない。初期に先ず優先して行うべき安否確認の方法が未設定となっている。備蓄に関しては、リストが作成されており運営されている。自治会等との共同防災訓練も行われている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育全体に関わる保育士の対応マニュアルとして、保育計画が策定されており、それに従った対応方法が標準的な実施方法と言える。そこでは理念・基本方針に沿った利用者の尊重・権利擁護をベースに詳細な対応方法が明示されており、内容については、年1回、評価・見直しがされている。尚、それにより保育実践が画一的なものになってはいない。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育計画は、年1回、検証・見直しがされている。検証・見直しにあたり、個別的な福祉サービス実施計画の内容が必要に応じてフィードバックされ、反映されている。又、利用者等からの意見や提案からも、改定される内容が発生している。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	入園時に提出される「成長の記録」にアセスメントのフォーマットが含まれており、その中では利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されており、個別保育計画に引き継がれる。個別保育計画は、週単位・月単位で確認・振り返りがされ、合わせて年2回の評価・見直しに繋がられている。支援困難ケースの経験がない為、伴う全体カンファレンスは行われた事がなく、対応のルールも策定されていない。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	保育所全般の仕組として、個別保育計画の評価・見直し時期に合わせて、子供の成長具合の記録を保護者に開示するシステムとはなっていない。当園でも個別保育計画の見直しに付き、利用者の意向把握と同意を得る為の手順等、組織的な仕組みを定めて見直しを実施する事はない。当園の組織として、同年齢クラス単位の保育ではなく、全体が年齢混成クラスとなっている為、クラス毎に子供全員の情報を保育士全員が情報共有している。個別保育計画の変更は、適宜、週案・月案の中でも行われている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	入園時に記載が始まる「成長の記録」に利用者の身体状況や生活状況等を、記録している。連動して個別保育計画・日報・週案・月案・保育計画が策定され、子供の成長記録が詳細に行われているが、保護者には開示されていない。記録の確認は主任の捺印を持って行われるが、その時に作成方法や表現についての指導も併せて行われている。ネットワークシステムの構築は、今後の課題となっている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程が策定されていない為、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関して決められていない。個人情報の取り扱いについては、入職の際、誓約書の提出が義務付けられている。職員は、個人情報保護に付いては理解しており、その取り扱いに付いて家族に説明している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育課程は、保育理念・保育方針や保育目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて編成している。編成には、保育士が参画し年1回評価・見直しがされている。保育課程には、子供の発達状況や子供と家庭の状況・保育時間、健康状態等で編成している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	居室の環境は、日々チェックして常に適切な状態が保たれている。手洗い場やトイレを含め、保育所内外の設備・用具や寝具は常に衛生的に管理されている。寝具については、バスタオル以外は保育所の備品となっており、日光消毒を行う等、衛生を保っている。自分の好きな場所が段々決まってきたり、ゴロツいたり遊具を持っていったりしている。生活にメリハリを付ける為、食堂を別に作り雰囲気を変えている。

評価結果詳細(すくすく保育園)

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	子供の家庭環境をよく理解し、一人一人の子供の個人差を十分に把握し、尊重している(例:ナイジェリアの子の過ごし方への対応)。言葉がまだ話せない内は、その子の表情から言いたいことを汲み取る努力をしている。子供には分かり易い言葉でせかせることなく穏やかに話をしている。担任制ではない為、子供は自分の気に入った保育士の所に行くが、その保育士が主に保育を担当する様にしている。
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	b	身支度等、基本的な生活習慣の習得に当たっては、強制することなく自分のペースに合わせて自分で頑張れる様、一人一人の子供の主体性を尊重している。0~2歳児が対象の為、基本的な生活習慣を身に付ける事の大切さに付いて、子供が理解する事は難しい。
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	異年齢クラス編成のメリットとして、生活や遊びの中で早くから自主性・自発性を発揮した行動が見られ、集団遊びの導入で上の子を尊重する、同年代の子との連携・協力を考える等、人間関係が育まれる様、援助している。天気の良い日には極力外遊びを増やし、自然との関わりを感じ、又、散歩等では近隣の方とのコミュニケーションから社会体験が得られる機会を設けている。中には玩具を子供の為に用意して待っていてくれるお宅もある。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	通常は異年齢のクラス編成だが、変化を付ける意味で同年齢を集めて遊ぶ時間を作り、長時間過ごす事に適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。年齢別クラス担当制ではない為、気に入った保育士に主体的に保育を行って貰う様、配慮している。話し始めた子には、積極的に声かけをし話したいと云う欲求を引き出している。連絡帳で日々の生活振りや成長の内容を家庭と情報共有している。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	集中して何かをやっている様な場合は、見守りを主体に子供が自分でしようとする気持ちを尊重して保育している。保育所は全フロアが一階である為、安全な環境にあり、何処へでも自由に行って探索活動が十分に行えるような環境を整備している。異年齢のクラス編成である事や、外へ出た場合に地域の人たちに接する機会を持つ事で社会体験が得られる様な機会を設けている。連絡帳で日々の生活振りや成長の内容を家庭と情報共有している。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当	0~2歳児を対象児童とするため。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	障害のある子供の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、子供の状況と成長に応じた保育を行っている。子供には分け隔てのない付き合い方が出来るよう保育し、共に成長できる様、配慮している。園では保護者との連携を密にし、障害のある子供の保育に関する適切な情報を伝える為の取組を行っている。園施設はバリアフリーにはなっていない。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	長時間になる子供には、眠たくなったら寝かせる等、子供主体の自由度を持った取組となっている。園の成り立ちから、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境となる事を大事にしている。クラス編成が異年齢同一クラスとなっている為、その事から来るメリットを享受している。保育士も担当制ではない事から、全ての子供を全員(クラス)の保育士が見ている為、引継ぎは必要がない。尚、夕方のおやつ提供はしていない。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当	0~2歳児を対象児童とするため。
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	b	子供の健康管理に関するマニュアルは策定されていないが、年間の保険計画を作成しそれに基づき健康診断等が行われている。園で発生した子供の体調悪化・けが等に付いては、状況により保護者に伝え引き取りに来て貰うと共に、事後の確認をしている。既往症や予防接種の状況等に付いては、母子手帳の写しの提出等で保護者から子供の健康に関わる必要な情報が得られる様に努めている。SIDSに付いて、職員は知識の習得に努めており、保護者に対しても情報提供している。

評価結果詳細(すくすく保育園)

	第三者評価結果	コメント
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果は記録され、関係職員に周知されている。その結果を保健計画等に反映させ、保育が行われている。家庭での生活に生かされる様、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、マニュアル等を策定する予定であるが、現在は整っていない。慢性疾患等のある子供に対して、医師の指示の下、子供の状況に応じた適切な対応を行っており、保護者との連携を密にして保育所での生活に配慮している。特に食事に関しては、保護者と相談の上、お弁当を持参して貰っており、他の子供たちとの相違に配慮している。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b	食堂は通常居る居室とは違った食堂があり、変化を付けて子供達が楽しく、落ち着いて食事をとれる様、工夫をしている。0歳児から関わってきている事から、その子の好き嫌いや量に付いては保育士は全て把握しており、その子にあった量を加減し残さず食べられる様、保育している。嫌いな物でも時間を掛けて食べさせるよう対応し、何時しか嫌いな物がなくなっている。食育の為に、園内でなすやキュウリを育て、食に付いて関心を持つよう取り組んでいる。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b	園内で調理している為、一人一人の子供の発育状況や体調等を考慮した献立・調理に対応している。0歳児から関わってきている事から、子供の好き嫌いや量に付いては、保育士は全て把握しており、その子にあった量を加減し残さず食べられる様、保育している。献立は行事や季節を考慮した物になっている。調理員は、食事の様子を見たり子供たちの話を聞いたりする機会を常に設けている。尚、衛生管理はされているがマニュアルが整備されていない。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	連絡帳等により日々家庭との情報交換を行っている。父母会や毎日の面談の機会を通して、保育の意図や保育内容に付いて、保護者の理解を得る機会を設けている。毎月の広報誌の大量の写真の掲載等で、保護者と子供の成長を共有できるよう支援をしている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	登降園時のコミュニケーションや催し物での保護者との関わりの中から、信頼関係が築ける様、努力している。保護者からの相談には日々対応している。保護者の就労等の急な変更等、個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。保育士は、疾病の知識等を生かして保護者への支援を行っている。尚、助言を記録する仕組みはない。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	虐待等権利侵害の兆候を見逃さない様に、子供の心身の状態や歩行の仕方・着衣の乱れ等、家庭での養育の状況に付いて把握に努めているが、保護者の生活面や精神面の支援までは行っていない。発見時の対応等に付いては、運営規程に虐待防止に関する規程を定めており、発見した時には、先ず市役所に通報する様、義務付けられている(児相への連絡は市役所から)。保育士は日々の出来事を話題にして情報共有している他、発達障害の研修の中で、同時に虐待防止に付いても説明を受けた。
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	保育計画や月案・週案に付き、保育士自ら主体的に定期的に振り返り(自己評価)を行っている。自己評価が、保育士同士の互いの学び合いや意識の向上につながっている。又、自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいるが、保育所全体の保育実践の自己評価には繋がっていない。